



朝鮮總督府官制(技藝)  
 第三條 總督ハ諸般ノ政務ヲ統理シ内閣總理大臣ヲ經テ上奏ヲ爲シ及裁可ヲ受ク

第六條 總督ハ所部ノ官吏ヲ統督シ奏任文官ノ進退ハ内閣總理大臣ヲ經テ之ヲ上奏シ判任文官以下ノ進退ハ之ヲ專行ス

朝鮮總督府事務令章程  
 第七條 財務局ニ稅務課、關稅課、會計課、理財課、專賣課及臨時關稅調查課ヲ置ク

(中略)  
 理財課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル  
 一 國債及借入金ニ關スル事項  
 二 貨幣及兌換券ニ關スル事項  
 三 一般金融ニ關スル事項  
 四 銀行其ノ他金融機關ニ關スル事項  
 五 地方團體及公共組合ノ起債ニ關スル事項

其臺灣總督府官制へ技藝一  
 明治三十年十月  
 勅令第三十六号  
 第三條 總督、内閣總理大臣、監督ヲ  
 承テ諸般ノ政務ヲ統理ス  
 第十一條 總督、所部ノ官吏ヲ統督  
 ス委任文官ノ進退ハ内閣總理大臣  
 ヲ經テ之ヲ上奏シ判任官以下ハ之  
 ヲ專行ス

臺灣總督府官房並民政部  
 審本署及各局令課規程  
 第十六條 財務局ニ主計課稅務課會  
 計課ヲ置ク  
 第十七條 主計課ニ放テハ左ノ事務ヲ  
 掌ル

- 一 豫算決算ニ関スル事項
- 二 貨幣及金融ニ関スル事項
- 三 會計法規ニ関スル事項
- 四 出納官吏ノ監督及身元保證ニ  
 関スル事項
- 五 計算書ノ調査及下検査ニ関ス  
 ル事項

法律ヲ以テ官制ヲ制定スルコトヲウルカ

青極説

- 1 伊藤氏 憲法義解
- 2 松本氏 憲法新論
- 3 上杉氏 憲法述義
- ~~金井氏 帝國憲法要綱~~

黄極説

- ① 清水氏 憲法 (他種人々以テ定ムル者非シ)
  - 1 結城氏 日本行政論
  - 2 割尾氏 日本帝國憲法要論
  - ② 美濃部氏 日本行政論
  - ~~荒氏 皇國行政論 (?)~~
  - 3 市村氏 憲法論
  - 4 金井氏 帝國憲法要綱
- 外不内  
總論  
憲法指導  
皇國行政論

法律ヲ以テ官制・規程ヲ設ケル例 (美濃部氏ニ依ル)

- |           |         |
|-----------|---------|
| 所得稅調査委員會  | 所得稅法    |
| 關稅行政調査委員會 | 關稅法     |
| 海員審判所     | 海員懲戒法   |
| 左社幸保存會    | 左社幸保存法  |
| 官易生年俸換審查會 | 官易生年俸換法 |
| 年費評議會     | 年費工業振興法 |

諸説要領

次頁以下

# 消極説

上杉煥 法学博士。

帝國憲法述義 日七三九頁至七四一頁。

第七、天皇は行政各部の官制及文武官の俸給を定め及文武官を任免し不し其方(第十條)、官制とは行政各部の事務を担はし行つた官府に設置し、其組織権限を定めたる法規にあり、文武官の俸給を定め、任免するも亦大権に於てあり、此は法律に依りて之を出入りせしむる事也、文武官とは廣く一切の官職の者を指すにあり、例外は無いにあり、同様大権を行使するは天皇の大権にあり、或る立憲政体運用の中心を成するにあり、後述の如く之にあり。

法律に依りて官制を定め、是は出来事と見らる、法律の一定の事項を規定するにあり、或る既に設けられた行政官府に於て施行するものと定められたるにあり、斯かる規定は新設の官府に設けし官府の権限を定め、官制権を侵すものと解せらるにあり、是れにあり、斯かる法律の双座にあり、後述の官制を以て其の官府を廢止し、官府の職務権限組織を改むるは少しも未だ未だ受けぬにあり、法律の意思如何に依り、或る他の官府の職務に依り、或る職務権限組織を改むるも其の官府の職務に依り、又是れを改むるも官府の職務に依り、是れにあり、法律の主務官府と稱し、其の官府を指すにあり、法律の十條に依り、憲法又は他の法律に特別を掲げたるものは、其の條に依りて之を施行する、是れを以て法律を以てする、亦官制を設くる意味にあり、是れは官制大権の意義に依りてあり、憲法解釋は裁判所及会計検査院の構成は



法律の依りたる意味は、その法律の目的を以てし、其の場けることあり  
解し、其の法律の依りたるは、特別を設け、又ハ憲法に依りたる法律に  
於て特別を掲げたるものは、例外とあり、意味は、その法律の目的を以てし、  
之を以てす。

~~法律と命令との区別~~

~~帝國憲法要綱 第三〇三、三〇四、三〇五、~~

~~裁判官及び行政官の大政事決断に於ては、憲法又ハ法律に特別ノ規定あり、  
又ハ法律に依り、其の法律の依りたるは、法律に依り、又ハ法律に依り、  
ハ法律に依り、其の法律の依りたるは、法律に依り、又ハ法律に依り、  
ハ法律に依り、其の法律の依りたるは、法律に依り、又ハ法律に依り、  
ハ法律に依り、其の法律の依りたるは、法律に依り、又ハ法律に依り、~~

松本重敏氏憲法系論 8/12

官制令、行政機関、組織及び其機能ヲ規定スルニ付テモ、  
 官制令ハ規定シ又ハ憲法、規定ニ依リ他ノ規定ニ付テモ規定シ又  
 規定スルニ付テモ官制令ヲ以テ規定スルニ付テモ。又トモ憲法及憲法  
 規定ニ依リ法律ヲ以テ行政機関、組織及び其機能ヲ規定シ  
 又ハ規定スルニ付テモ行政裁判所及会計検査院、他ニ付テモ  
 其故ニ此ニ付テモ降テルガ行政機関、組織及び其機能ハ、  
 官制令ヲ以テ規定スルニ付テモ。決シテ法律ヲ以テ規定スルニ付テモ。



伊藤公憲法義解核抄

第十條 天皇の行政各部、官制及文武官、俸給の定  
メ及文武官の任免は但し此、憲法又ハ他、法律ニ  
特例ヲ掲ケタルニハ各、其、條項ニ依ル

奉テ按スルニ至尊ニ建國、必要ニ依リ行政各部、官制  
設置シ其、適當ナル組織及職權ヲ定メ文武、材能ヲ任  
用シ及之ヲ罷免スル、大權ヲ執ルニトシ古ノ時、神武  
天皇大業ヲ定メ國造縣主ヲ置、是ヲ立官、世々トシテ  
スル者トシテ德、天皇ハ有テ置キ職官大ニ備ハシテ新、印  
大室、萬ニ依リ權操スル所アリ其、後廣ク吏治ノ任官及  
俸給、刑ノ定メシ印シテ大位ハ天皇、親シテ免入均ク皆至尊  
、大命ニ出サシムルアリ但し裁判所及會計檢査院、權限ハ  
初令ニ依リテ法律ヲ以テ之ヲ定メ裁判官、罷免ハ裁判ニ依  
リ之ヲ行ハルニ憲法及法律、掲出所、特例ニ依ルナリ

皇國の政法(上) 笈持士

1) 政令部、官制の定むル。天皇の大権=専断ス  
天皇ハ他ノ他、治他表現人=委任シ給フコトヲ得ス  
之トお給フ文武官、仕免モ亦 天皇の大権=専断ス但  
シ憲法又ハ他ノ法律=特例ヲ掲ケルモノハ起リ得リ  
=也ス (憲法十條)

~~憲法義解~~

~~憲法十條 憲法又ハ他ノ法律=特例ヲ掲ケルモノハ起リ得リ  
各其條項=依ルコトアル。裁判所及ヒ会計検査院ノ  
構造、法律=依リ、官制~~

法律士在籍條例

帝國憲法附則(三〇) = 三三〇 =

官制條例ハ仕免ハ法律ニ依リテ之ヲ定ムルニシテ、  
1 規定ルハ、之ニ依リ、其法律ヲ以テ之ヲ定ムルニシテ、  
明文ヲ得ニシテ、之ヲ以テ、予想ニ至リ、由リ、之ヲ以テ、  
1 法律ノ相違ニ依リ、之ヲ以テ、法律ニ特例ヲ掲ケル場合  
之ヲ以テ、法律ニ依リ、之ヲ以テ、

~~1. 行政、地方、警察、司法、教育、衛生、労働、交通、通信、文藝、科学、宗教、慈善、その他~~  
行政、地方、警察、司法、教育、衛生、労働、交通、通信、文藝、科学、宗教、慈善、その他

# 積極説

美濃新博士の行政の総論

官制の定むるに権を君主の大権に在りし。惟官制の定むるは議會、天皇の経てり。故に行政の権は、行政の権に在りし。故に行政の権は、行政の権に在りし。

法律の定むるに権を君主の大権に在りし。惟法律の定むるは議會、天皇の経てり。故に法律の権は、法律の権に在りし。

而して行政の法律の定むるに権を君主の大権に在りし。惟行政の法律の定むるは議會、天皇の経てり。故に行政の法律の権は、行政の法律の権に在りし。

法律の定むるに権を君主の大権に在りし。惟法律の定むるは議會、天皇の経てり。故に法律の権は、法律の権に在りし。

(1) 法律の定むるに権を君主の大権に在りし。惟法律の定むるは議會、天皇の経てり。故に法律の権は、法律の権に在りし。

(2) 法律の定むるに権を君主の大権に在りし。惟法律の定むるは議會、天皇の経てり。故に法律の権は、法律の権に在りし。

例として、行政の法律の定むるに権を君主の大権に在りし。惟行政の法律の定むるは議會、天皇の経てり。故に行政の法律の権は、行政の法律の権に在りし。

例として、行政の法律の定むるに権を君主の大権に在りし。惟行政の法律の定むるは議會、天皇の経てり。故に行政の法律の権は、行政の法律の権に在りし。

(1) 法律の定むるに権を君主の大権に在りし。惟法律の定むるは議會、天皇の経てり。故に法律の権は、法律の権に在りし。



2

市村博士帝國憲法論の序 042号

序五新 官制の権

天皇の行政各部の官制は、行政各部の官制（學統）と生人  
 の官制とを免す。但し憲法第11條の條に「行政各部の官制は、  
 行政各部の官制に依りて定む」とある（憲法第10條）  
 行政各部の官制は、樞密院の如く行政各部に依りて定む  
 所である（樞密院の如く）（憲法第56條）  
 憲法第10條、但し「官制の學統は、行政各部の官制に依りて定む」とある  
 一、官制の學統は、行政各部の官制に依りて定む  
 二、官制の學統は、行政各部の官制に依りて定む  
 三、官制の學統は、行政各部の官制に依りて定む  
 四、官制の學統は、行政各部の官制に依りて定む  
 五、官制の學統は、行政各部の官制に依りて定む  
 六、官制の學統は、行政各部の官制に依りて定む  
 七、官制の學統は、行政各部の官制に依りて定む  
 八、官制の學統は、行政各部の官制に依りて定む  
 九、官制の學統は、行政各部の官制に依りて定む  
 十、官制の學統は、行政各部の官制に依りて定む



佐佐木惣一法学博士

日本行政法論三三七頁

官制ハ原則トシテ天皇ノ命令ヲ以テ定ムルニ。例外トシテ法律ヲ以テ定ムルニシテノ一ハトキハ之ニ依ル。法律ヲ以テ官制ヲ定ムルニシテニ視テ。

(1) 或官制ヲ定ムルニハ法律ヲ以テスルヲ要ス。之ヲ要スルハ憲法ノ法律ヲ以テスルヲ以テ定ムルニ由ル。法律ヲ以テ官制ヲ定ムルヲ要スルニハ各府縣支庁及行政裁判所ナリ。  
(憲法第七十條第一項。第六十一條)

(2) 或官制ハ法律ヲ以テ定ムルヲ要スルニ非サルニ。法律ヲ以テ定ムルニ由ル。之ヲ要スルニハ憲法ノ法律ニ特別ノ設ケルニハ之ニ依ルコトヲ定ムルニ依ル。

日華帝國憲法論 副島博士 p100

憲法第10條「天皇の行政各部、官制を定むるに、官制の  
 官片、組織権限を以て、天皇の行政各部、組織権限を定む  
 即ち官制の命令は、之を定むるに、而して行政官片、組織  
 権限を以て規定す。其の性質を以て、有るに、則ち或一  
 事件に於て、其の権限を以て、有るに、人民の行爲、不  
 行爲を強制する権限を有る官片、或は之を規定するに、  
 其の性質を以て、規定するに、亦して規定するに、或は官片、或は  
 權限を以て、人民の之を以て、直接に、權限を有るに、規定す  
 るに、其の性質を以て、規定するに、亦して規定するに、  
 其の性質を以て、規定するに、亦して規定するに、

行政各部、官制を定むるに、天皇の自由作用を以て、原則として、  
 之を以て、規定するに、亦して規定するに、

(1) 憲法、規定せる官制

憲法第10條、但書、由は、會計検査院、組織権限、司法  
 官の行爲、裁判所、權限を以て、規定するに、天皇、官制を定む  
 權限を以て、規定するに、亦して規定するに、此等、機關、亦して規定するに、  
 且、憲法を以て、規定するに、一、權限を以て、規定するに、  
 權限を以て、規定するに、亦して規定するに、

(2) 法律、規定せる官制

憲法第10條、但書、本文、其の法律を以て、規定するに、  
 其の條項を以て、規定するに、亦して規定するに、  
 形式法律を以て、規定するに、亦して規定するに、



予此二二二於此二二二官制組織之權限之規定此二二二  
 即予此二二二官制組織之權限之規定此二二二  
 二二二予此二二二官制組織之權限之規定此二二二  
 憲法二二二予此二二二官制組織之權限之規定此二二二  
 予此二二二官制組織之權限之規定此二二二  
 或二二二官制組織之權限之規定此二二二  
 此二二二官制組織之權限之規定此二二二  
 予此二二二官制組織之權限之規定此二二二  
 或二二二官制組織之權限之規定此二二二  
 予此二二二官制組織之權限之規定此二二二  
 或二二二官制組織之權限之規定此二二二  
 (予) 豫算規定二二二  
 予算規定二二二官制組織之權限之規定此二二二  
 官制規定二二二官制組織之權限之規定此二二二  
 予此二二二官制組織之權限之規定此二二二  
 予此二二二官制組織之權限之規定此二二二  
 予此二二二官制組織之權限之規定此二二二  
 予此二二二官制組織之權限之規定此二二二  
 予此二二二官制組織之權限之規定此二二二  
 予此二二二官制組織之權限之規定此二二二  
 予此二二二官制組織之權限之規定此二二二  
 予此二二二官制組織之權限之規定此二二二

~~予此二二二官制組織之權限之規定此二二二~~  
~~予此二二二官制組織之權限之規定此二二二~~  
~~予此二二二官制組織之權限之規定此二二二~~  
~~予此二二二官制組織之權限之規定此二二二~~  
~~予此二二二官制組織之權限之規定此二二二~~

臺灣二於此二貨幣及銀行担保附  
 社債信託事務主官二關二二符

明治三十一年一月勅令第九号  
 大正二年五月勅令第九十五号

臺灣二於此二貨幣及銀行担保附  
 債信託二關二政務二大藏大臣管理  
 二關二  
 前項二政務二就二臺灣總督二大藏  
 大臣二監督ヲ承ケルモノトス

秘

朝鮮銀行 / 改善ニ就テ

特別銀行課

大前 = 債臺  
臣 高橋

法律ヲ以テ官制ヲ制定スルコトヲウカ

青極説

- 1 伊藤氏 憲法義解
- 2 松本氏 憲法初論
- 3 上杉氏 憲法述義
- 金井氏 ~~帝國憲法要綱~~

美極説

- ◎ 清水氏 憲法 (他 初論等より定ムル者あり)
  - 1 佐々木氏 日本行政論
  - 2 割色氏 日本帝國憲法要論
  - ⊗ 美濃部氏 日本行政論
  - 完氏 ~~帝國行政論 (?)~~
  - 3 市村氏 憲法論
  - 4 金井氏 帝國憲法要綱
- 外 不 此 以 爲  
總 論  
憲 法 推 導  
支 持 士  
皇 國 政 治

法律ヲ以テ官制・規定ヲ設ケル例 (美濃部氏ニ依ル)

- |           |         |
|-----------|---------|
| 所得稅調査委員會  | 所得稅法    |
| 國稅訴訟審查委員會 | 國稅法     |
| 海員審判所     | 海員懲戒法   |
| 左社幸保存會    | 左社幸保存法  |
| 貿易生年保險審查會 | 貿易生年保險法 |
| 年費評議會     | 年費工業者法  |

諸學説要領

次頁以下

1464